

創刊号

平成12年5月1日

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

合併協議会だより

発行 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄

編集 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局

この度、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会が設立され、「合併協議会だより」が創刊される運びとなりました。心からお祝い申し上げます。

二十一世紀を目前に控え、私たちの郷土香川は、昨年の尾道・今治ルートの開通により、本四三橋時代を迎えました。



香川県知事 真鍋 武紀

知事あいさし

また、四国横断自動車道をはじめとする高速交通体系の整備も着実に進展しており、去る三月に、四国四県の県都が高速道路で結ばれるなど、交通や連携に向けた基盤がますます充実してまいっております。

一方、市町の行政に目を転じますと、厳しい財政状況が続く中で、住民の日常生活圏の拡がりや広域的な行政課題への適切な対応、さらには、地方分権時代に相応しい行政サービスの維持・向上が求められており、このような課題に的確に対応するためには、市町合併は避けて通れない課題となっております。

このようなか中、津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の五町におかれましては、市制施行を目指して、本年四月に合併協議会を設置されましたこと

が、現在50歳過ぎのいわゆる団塊の世代の方々が75歳を超える後期高齢者となられる2025年頃には、大川郡の場合、3人に1人が高齢者という深刻な状況が予測されています。こうした中、若い世代の方々に重荷を背負わせまいよう、行政を効率化し、経費の節減を図るための合併は、この5町が他の地域に比べて更に発展するための最良の手段だと考えております。

5町の町長、議会議員、識見者など36名の委員による法定の合併協議会が正式にスタートし、今後、合併に向けての本格的な協議に入っております。委員のみなさんには、合併協定項目などについて逐次審議をい

は、誠に意義深く、皆様方の先進的な取り組みに対しまして、心から敬意を表する次第であります。

県といたしましては、市町の自主的な合併を促進するため、本年四月に香川県市町合併促進要綱を策定し、これに基づき、合併協議会に対しまして、県職員の派遣や財政支援を行うなど、合併に向けた協議が円滑に進むよう、できる限りの応援をしたいと考えております。また、合併後の新市町に対しましては、包括的な交付金の交付、補助金の優先的配分、県事業の重点的実施などを行い、新しいまちづくりを積極的に支援してまいります。

言うまでもなく、市町合併は、住民の日常生活や関係する地域の将来に大きな影響を及ぼす問題でありますので、市町や住民

ただ、ことごとくになっておりますが、すべて協議は公正で、平等に行われなければならない。それと同時に、合併したことにより特定の地域が発展し、あるいは逆に取り残されたりというようなことになってはならないと思います。5町がそれぞれ特色を発揮しながら一つの市として融合し、夢や希望の持てる新しいまちづくりができるよう努力してまいります。

どうか、住民の皆さんには率直なご意見をどんどんお寄せいただき、この合併協議会が一日も早く所期の目的を達成できますよう、ご協力をお願い申し上げます。合併協議会設立のごあいさつといたします。

今後、協議会を構成する各町におかれましては、この「合併協議会だより」などを通じ、住民の方々が必要とする適切な情報提供に努めていただきたいと思います。

行政、議会、住民が一体となり、新しいまちづくりの実現に向け、協議を深めることにより、海・山・田園に育まれた豊かな地域の自然と資源を活用した「未来に誇れる拠点づくり」を目指した合併が、円滑かつ早期に実現されますようご期待申し上げます。創刊に当たってのご挨拶といたします。

平成12年の新しい年度を迎え、それぞれの町では21世紀への確かなまちづくりと住民福祉の向上を目指し、スタートされたところだと存じます。ご承知のように「津田町・大川町・志



津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄

合併協議会だより

が、現在50歳過ぎのいわゆる団塊の世代の方々が75歳を超える後期高齢者となられる2025年頃には、大川郡の場合、3人に1人が高齢者という深刻な状況が予測されています。こうした中、若い世代の方々に重荷を背負わせまいよう、行政を効率化し、経費の節減を図るための合併は、この5町が他の地域に比べて更に発展するための最良の手段だと考えております。

5町の町長、議会議員、識見者など36名の委員による法定の合併協議会が正式にスタートし、今後、合併に向けての本格的な協議に入っております。委員のみなさんには、合併協定項目などについて逐次審議をい

ただ、ことごとくになっておりますが、すべて協議は公正で、平等に行われなければならない。それと同時に、合併したことにより特定の地域が発展し、あるいは逆に取り残されたりというようなことになってはならないと思います。5町がそれぞれ特色を発揮しながら一つの市として融合し、夢や希望の持てる新しいまちづくりができるよう努力してまいります。

どうか、住民の皆さんには率直なご意見をどんどんお寄せいただき、この合併協議会が一日も早く所期の目的を達成できますよう、ご協力をお願い申し上げます。合併協議会設立のごあいさつといたします。

今後、協議会を構成する各町におかれましては、この「合併協議会だより」などを通じ、住民の方々が必要とする適切な情報提供に努めていただきたいと思います。

行政、議会、住民が一体となり、新しいまちづくりの実現に向け、協議を深めることにより、海・山・田園に育まれた豊かな地域の自然と資源を活用した「未来に誇れる拠点づくり」を目指した合併が、円滑かつ早期に実現されますようご期待申し上げます。創刊に当たってのご挨拶といたします。



4月3日に大川町で開催された第1回合併協議会

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

合併協議会が発足

基本的5項目のうち3項目を確認

- ・ 合併の方式は5町の合体合併（対等合併）
- ・ 当面の新市の事務所の位置は現在建設中の志度町役場の新庁舎の位置
- ・ 5町の所有する財産や債務はすべて新市に引き継ぐ

合併協議会の設置については、大川郡5町の3月定例会で「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会設置」の議案が提案され、可決されたところです。

これにより、合併協議会規約の告示を行い、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく法定協議会が4月1日から発足し、同日付、5町長の連署により、「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」の設置届を香川県知事に提出しました。

さらに、4月3日には、第1回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を大川町農村環境改善センターで開催し、合併に向けた協議が本格的に始動しました。会議では、5町の町長や正副議長、識見を有する方々からなる協議会委員36名全員が出席する中、報告事項7件、議案1件、協議事項8件を審議しました。今回は、その審議概要についてお知らせします。

第1回協議会の結果

〔報告事項〕

○報告第1号

合併協議会規約について
規約の骨子として協議会の任務は

- ① 5町の合併に関する協議
- ② 合併後の新市建設計画の作成
- ③ 5町の合併に関し必要な事項

となっております。

協議会委員の構成は、

① 5町の長

② 5町の議会の正副議長及び議員2名

③ 5町の長が協議して定めた

識見を有する者
となっております。

○報告第2号

合併協議会会長、副会長及び委員の選任協議結果の報告について

5町の長の協議により、委員となるべき者の中から、会長に小西俊雄（長尾町長）、副会長に十川昭五（大川町長（代表副会長））、三田文明（津田町長）、赤澤中（志度町長）及び廣瀬正美（寒川町長）を選任しました。また、委員については、5町の長が協議して定めた識見を有する方11名を含む31名を選任しました。なお、合併協議会委員（敬称略）は別表（3ページ掲載）36名の方々です。

○報告第3号

平成12年度合併協議会予算について

当協議会の平成12年度予算（65,100千円）を報告しました。なお、予算の主なもの、新市建設計画の作成・条例等整理調整委託料など当協議会設置に伴っての事務的経費を計上しています。

○報告第4号

合併協議会幹事会設置要領の報告について

○報告第5号

合併協議会専門部会設置要領の報告について



合併に向けて協議する合併関係5町の町長

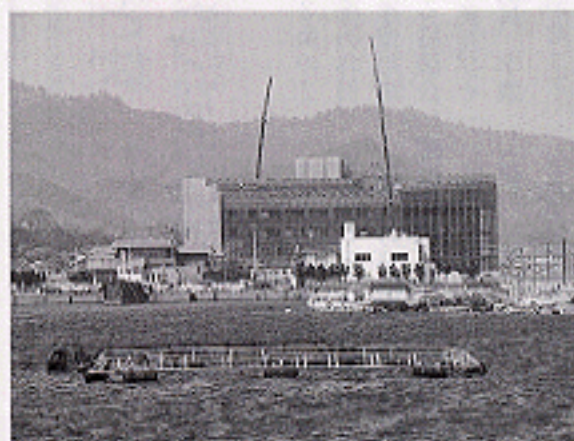
合併協議会委員

団体名	役職名	氏名
津田町	町長	○三田 正文
	議会議員	鶴山 春行
	議会副議長	大中山 清治
	議会議員	大中山 康雄
	議会議員	大中山 三子
大川町	町長	○十川 昭五
	議会議員	射場 一和
	議会副議長	松下 元幸
	議会議員	柏原 治男
	議会議員	木村 孝也
志度町	町長	○赤田 明三
	議会議員	池田 一善
	議会副議長	松岡 一男
	議会議員	大塚 正正
	議会議員	小川 美信
寒川町	町長	○谷本 信哉
	議会議員	木谷 卓哉
	議会副議長	下田 美子
	議会議員	松米 均雄
	議会議員	小西 俊一
長尾町	町長	○河野 直裕
	議会議員	松岡 正行
	議会副議長	岩澤 佳宣
	議会議員	岩中 野克
	議会議員	谷野 克明

◎会長 ○副会長

合併協議会監査委員

団体名	氏名
津田町	六車 正之
大川町	前田 武士
志度町	砂山 長三郎

新市の庁舎に予定されている
現在建設中の志度町新庁舎

○報告第6号
合併協議会事務局規程の報告について

○報告第7号
合併協議会顧問に関する内規の報告について

【議決事項】
○議案第1号
津田町監査委員・六車正之氏、大川町監査委員・前田武士氏及び志度町監査委員・砂山長三郎氏の3名を合併協議会の監査委員として委嘱することについて、同意を求めたところ、原案とおりに可決されました。

【議決事項】
○議案第1号
津田町監査委員・六車正之氏、大川町監査委員・前田武士氏及び志度町監査委員・砂山長三郎氏の3名を合併協議会の監査委員として委嘱することについて、同意を求めたところ、原案とおりに可決されました。

○協議第1号
合併協定項目(案)について

合併に必要な24の協定項目(8ページ掲載)を協議することが、原案のとおり確認されました。

合併に必要な24の協定項目(8ページ掲載)を協議することが、原案のとおり確認されました。

合併協定項目(案)について
協議会日程(7ページ掲載)を協議し、原案のとおり平成12年度は毎月1回、合計12回の協議会を開催すること等が確認されました。その間、協定項目の取扱いや新市建設計画について協議、決定したことを広く関係住民の皆さんにお伝えするための「合併協議会だより」を二ヶ月に1回のペースで発行することになりました。

○協議第2号
合併協定項目(案)について
協議会日程(7ページ掲載)を協議し、原案のとおり平成12年度は毎月1回、合計12回の協議会を開催すること等が確認されました。その間、協定項目の取扱いや新市建設計画について協議、決定したことを広く関係住民の皆さんにお伝えするための「合併協議会だより」を二ヶ月に1回のペースで発行することになりました。

○協議第3号
合併の方式について
大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町及び同郡長尾町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合併(対等)合併とすることで確認されました。

○協議第4号
合併の期日について
郡長尾町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合併(対等)合併とすることで確認されました。

○協議第5号
新市の名称について
津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の合併による新市の名称については、今年夏ごろまでに決定するということが確認されました。

○協議第6号
新市の事務所の位置について
当面の新市の事務所の位置を

○協議第7号
財産及び債務の取扱いについて
5町の所有する財産、公施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとするということで確認されました。

○協議第8号
第2回合併協議会の日程について
次回協議会は、5月22日(月)に寒川町で開催することに決まりました。なお、第2回以降の協議会につきましても、毎月第4月曜日の開催を基本とすることに決まりました。

○協議第9号
合併協定項目(案)について

○協議第10号
合併協定項目(案)について

○協議第11号
合併協定項目(案)について

○協議第12号
合併協定項目(案)について

4月1日付の香川県知事への
合併協議会設置届出書

大川郡志度町大字志度5385番地8(現在建設中の志度町役場の新庁舎の位置)に置くこととすることで確認されました。

5町の合併への背景

東濃地区西部に位置する津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の5町は、大川郡内においても特に一体的な生活圏を形成して、地理的にも歴史的にも、経済・文化・生活の面でも、深い結び付きを有してきました。

また、広域行政の取組みも早く、昭和45年に大川地区広域行政振興整備事務組合を設置して、今日までに、都市計画、老人福祉、消防及びゴミ処理等については、既に一体的なサービスが行われています。

こうした事情から、行政、議会では大川郡内における合併の必要性について、協議を重ねてきたところです。加えて、平成10年12月には住民発議による合併協議会設置請求がなされ、結局は協議会設置には至らなかったものの、地域住民の間では、合併の協議に向けての機運が盛り上がりを見せえています。

これら大川郡内における合併問題は、過去に幾度となく協議が繰り返されてきましたが、進展するに至らなかった経緯を踏まえ、よりつながりの強い町同

士がともに手を携えて、行財政基盤の強化や知名度向上による地域間競争力を醸成するとともに、都市機能の創出を図れるま



高速交通網が整備されてきた合併関係5町

宜展開してきました。

現在、5町を取り巻く状況は、JR高徳線の高速度化及び高松東道路の開通等とともに、将来は大きく変貌を遂げようとしています。

一方、地方分権の時代が潮流となる中で、都道府県や市町村の自治体の能力の向上が求められつつあり、来るべき21世紀に向けて、夢と誇りを持てるまちづくりを進めていくためには、行財政基盤の充実を図ることが肝要であると考えられています。

そのためには、5町の合併を成し遂げ、適正な規模と行財政能力に優れた自治体を構築していくことが急務とされています。

以上のような状況を踏まえて、津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町は、合併により地域の更なる発展と地域福祉の向上を目指して、合併の

具体的な協議に入るため、この度、「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を設置することになったものです。

合併協議会とは

どのようなものかについて

地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置される協議会で、合併関係市町村の長及びその他の職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。

ここでは、合併の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議が公正に行われます。

協議会では、協議内容を住民の皆様に公開しながら、新市の名称、住民負担及び行政サービス等各種制度の取扱いをはじめ、住民福祉の向上や新市の運営に影響のあるものすべてを対象として、具体的に話し合われ、結論が示されます。

これらのことは、合併が住民の皆様に与える大きな影響を持つものであることから、法に定められた協議会において、住民の福祉の向上、そして、地域の発展が最大限に図られるよう、合併に関する協議を総合的に、公正に、また慎重に検討すべきであるという趣旨によるものです。

(参考)

・地方自治法

252条の2第1項

普通地方公共団体は、(中略)普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

・市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項

市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする。

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町 合併協議会規約

地方自治法の規定に基づき、5町の町議会の議決を経て設置した「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」の規約は次のとおりです。

なお、この規約は、5町において平成12年4月1日付で告示されています。

(協議会の設置)

第1条 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町（以下「5町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(2) 法第5条の規定に基づく
新市建設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、5町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、長尾町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、5町の長がその協議により、次条の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は非常勤とする。

3 会長は、次条の規定に基づき幹事会の幹事を会議に出席させることができる。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 5町の長

(2) 5町の議会の正副議長及び議員2名

(3) 5町の長が協議して定めた、町の行財政等に関し識見を有する者

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならぬ。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、次条の規定に基づき幹事会の幹事を会議に出席させることができる。

5 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

6 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

7 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

8 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

9 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

10 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

11 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

12 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

13 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

14 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

15 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

16 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

17 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

18 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

19 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

20 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

21 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

22 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

23 会長は、必要に応じ、5町の所管課長等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第19条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第20条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第21条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第22条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第23条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第24条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第25条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第26条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第27条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第28条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第29条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第30条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第31条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第32条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

第33条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

合併協議会の体制

協議会は、5町の町長、議会の正副議長及び議員2名、意見を有する方々36名で構成し、合併に関するあらゆる事項（合併協定項目については別表（8ページ掲載）を参照）の協議を行います。

また、その下部組織として幹事会及び事務局を設置していますので、それぞれの役割を紹介いたします。

■幹事会とは

幹事会は、次の10名で構成されています。

○津田町 助役・総務課長

○大川町 助役・総務課長

○志度町 助役・総務課長

○寒川町 収入役・総務課長

○長尾町 助役・総務課長

幹事会では、協議会に提案する必要な事項について、協議・調整を行います。

また、総務・議会、企画、住民、産業・経済、建設及び教育の専門分野における各種事項について、協議・調整をする必要がある場合は、専門部会を設けることができます。

加えて、各専門部会には分科会があり、そこで作成した資料を専門部会で取りまとめ、協議資料として幹事会に提出する

ことになっていきます。

■事務局とは

事務局は、協議会の事務を円滑に処理するため、総務班、推進第1班、推進第2班、推進第3班及び計画班を設置し、協議に必要な資料の収集及び作成などをを行います。



合併協議会顧問の皆さま

合併協議会の協議事項等について、会議結果を報告して、意見を求めることができる顧問を置いています。

この顧問には、次の方々が選任されています。

香川県議会議員 真部善美（長尾町）
香川県議会議員 白井昌幸（志度町）
香川県議会議員 名和基延（津田町）

どうぞよろしくお願いたします。

合併協議会幹事

団体名	役職名	氏名
津田町	助役	○山田正利
	総務課長	三田正博
大川町	助役	高原則夫
	総務課長	六車幸一
志度町	助役	長谷貞憲
	総務課長	岡野伸二
寒川町	収入役	明石忠男
	総務課長	蓮井勝義
長尾町	助役	◎土草繁夫
	総務課長	松原典士

◎ 幹事長 ○ 副幹事長

合併に至るまでの流れ

法定協議会の設置

- 合併に必要なあらゆる事項について協議・決定
- 新市建設計画について協議・作成



合併協定調印式



5町議会の議決



合併申請書の作成



香川県知事への申請



自治大臣への協議と回答



香川県議会の議決



香川県知事が合併の決定



自治大臣への届出と告示



新市の誕生

合併協議会事務局体制

事務局長 松原典士

事務局次長 佐伯務

班長 原田敏幸

総務班

名倉 巧
山本 孝広
多田 和見
秋山 若子

推進第1班

(総務・議会、企画部会)

菊池 等
山下 博史

推進第2班

(産業・経済、建設部会)

細川 正浩
山下 智資

推進第3班

(住民、教育部会)

(兼)原田 敏幸
中川 勝幸

計画班

十河 信二
六車 正徳

平成12年度合併協議会日程と 主な事業計画 (予定)

【平成12年4月1日】

法定合併協議会設置

- 【4月3日】 第1回合併協議会
- 【5月1日】 合併協議会だより「創刊号」発行
- 【5月22日】 第2回合併協議会
- 【5月中】 住民アンケート調査
- 【6月下旬】 第3回合併協議会
- 【7月上旬】 合併協議会だより「第2号」発行
- 【7月下旬】 第4回合併協議会
- 【8月下旬】 第5回合併協議会
- 【9月上旬】 合併協議会だより「第3号」発行
- 【9月下旬】 第6回合併協議会

【10月～11月】

住民説明会開催

- 【10月下旬】 第7回合併協議会
- 【11月上旬】 合併協議会だより「第4号」発行
- 【11月下旬】 第8回合併協議会
- 【12月上旬】 合併講演会開催
- 【12月下旬】 第9回合併協議会

【平成13年1月上旬】

合併協議会だより「第5号」発行

- 【1月下旬】 第10回合併協議会
- 【2月下旬】 第11回合併協議会
- 【3月上旬】 合併協議会だより「第6号」発行
- 【3月下旬】 第12回合併協議会

なお、この他幹事会は毎月中旬に、専門部会及び分科会は随時に開催する予定です。

合併協議会組織図

津田町・大川町・志度町・妻川町・長岡町
合併協議会

- 合併に関する協議
- 新市建設計画の策定

幹事会

専門部会

- 協議会に提案する事項について協議・調整

- 総務・議会部会
- 企画部会
- 住民部会
- 産業・経済部会
- 建設部会
- 教育部会

他に、それぞれの部会に分科会を置く

事務局

- 協議資料の作成
- 必要な資料の収集
- 原務・会計



それぞれが夢に向かっての新しい核立ち

◎基本的協定項目

1. 合併の方式に関する事
2. 合併の期日に関する事
3. 新市の名称に関する事
4. 新市事務所の位置に関する事
5. 財産及び債務の取扱いに関する事

◎合併特別法に規定されている協定項目

6. 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
8. 地方税の取扱いに関する事
9. 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

◎その他必要協定項目

10. 特別職等の身分の取扱いに関する事
11. 条例、規則等の取扱いに関する事
12. 事務機構及び組織の取扱いに関する事
13. 一部事務組合等の取扱いに関する事
14. 使用料、手数料等の取扱いに関する事
15. 公共的団体等の取扱いに関する事
16. 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
17. 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事
18. 町の債行の取扱いに関する事
19. 国民健康保険の取扱いに関する事
20. 介護保険の取扱いに関する事
21. 消防団の取扱いに関する事
22. 各種事務事業の取扱いに関する事
 - 22-1 自治会・行政連絡機構の取扱い
 - 22-2 情報公開の取扱い
 - 22-3 防災関係の取扱い
 - 22-4 姉妹都市等の取扱い
 - 22-5 病院の取扱い
 - 22-6 納税関係の取扱い
 - 22-7 電算システムの取扱い
 - 22-8 広聴広報の取扱い
 - 22-9 各福祉制度の取扱い
 - 22-10 同和対策の取扱い
 - 22-11 社会福祉協議会の取扱い
 - 22-12 じんあい処理の取扱い
 - 22-13 保健衛生の取扱い
 - 22-14 農林水産関係事業の取扱い
 - 22-15 商工観光の取扱い
 - 22-16 都市計画の取扱い
 - 22-17 建設関係事業の取扱い
 - 22-18 公営住宅の取扱い
 - 22-19 上水道等の取扱い
 - 22-20 公共下水道等の取扱い
 - 22-21 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
 - 22-22 学校教育の取扱い
 - 22-23 学校給食の取扱い
 - 22-24 社会教育の取扱い
 - 22-25 同和教育の取扱い
23. 新市建設計画に関する事
24. その他必要な事項に関する事

合併協定項目



長尾町役場 2階に設置されました

合併協議会の関係
資料が閲覧できます

合併協議会は
傍聴できます

どなたでも、傍聴することが
できます。

合併協議会の会議資料や会議録は、合併協議会事務局は勿論、津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の各町役場でも、ご自由に閲覧することができます。ただし、閲覧時間及び閲覧場所等は、合併協議会閲覧規程に基づいて行われます。



各町合併推進窓口

- 津田町総務課 和田浩二
TEL: 0879-42-3101
FAX: 0879-42-3105
- 大川町総務課 榎垣 満
TEL: 0879-43-3501
FAX: 0879-43-5478
- 志度町総務課 山下和久
TEL: 087-894-1111
FAX: 087-894-3000
- 寒川町総務課 木村 卓
TEL: 0879-43-2511
FAX: 0879-43-2844
- 長尾町総務課 尾崎英司
TEL: 0879-52-2511
FAX: 0879-52-4727

合併協議会は、地域住民の皆様方に積極的に情報を提供するため、会議は原則公開としています。

場等の都合により、傍聴人数等の制限をさせていただく場合もありますので、その場合はご理解ご協力をお願いいたします。

創刊に際して

今回、「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会だより」創刊号をお届けします。

これは、今まで香川東合併研究会が発行してきました啓発用広報紙「合併研究会だより」に代わり、合併協議会の機関紙としてお届けするものです。

それぞれが、様々な思いを胸に新しい旅立ちをするこの季節、「合併協議会だより」として、リニューアルしてスタートしました。

今後とも、合併に関する耳寄りな情報をリアルタイムで皆様にご提供するため、創意工夫を図りながら、一層の紙面充実心がけていきたいと考えています。

どうぞよろしくお願いたします。

ご意見等を

お待ちしております

合併協議会事務局では、皆様からのご意見等をお待ちしています。

合併についてのお問い合わせやご意見・ご発言等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局（〒769-1239 2 大川町長尾町東888番地5長尾町役場内、TEL 0879-521-2948・FAX 0879-521-2971）又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきますようお願いいたします。